

# 企画競争説明書

業務名称： フィジー国ナンディ川洪水対策計画協力準備調査

案件番号： 19a00480

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年9月11日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年9月11日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィジー国ナンディ川洪水対策計画協力準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年11月 ～ 2020年5月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約第一課 吉田 清志 [Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp](mailto:Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp)】

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、

必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成31・32・33年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年4月1日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成31・32・33年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格

2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（例：特定の排除者はありません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年9月18日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年9月24日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年9月27日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- e) その他（以下に記載の経費）
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) FJD 1 = 50.74120 円
  - b) US\$ 1 = 108.6920 円
  - c) EUR 1 = 121.1020 円
- 5) その他留意事項（以下、例）

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

( URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／洪水対策／運営維持管理
  - b) 施設設計（外水対策）
  - c) 施工計画／調達計画／積算

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 4.58 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \right) \times 100 (\%)$$

### 最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年10月21日（月）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関

連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

## 1.3 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（

URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(

URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：洪水対策に係る O/D、B/D、D/D、S/V。

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／洪水対策／運営維持管理

➤ 施設設計（外水対策）

➤ 施工計画／調達計画／積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／洪水対策／運営維持管理）】

a) 類似業務経験の分野：洪水対策に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：フィジー国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

➤ 【業務従事者：担当分野 施設設計（外水対策）】

a) 類似業務経験の分野：外水対策に係る施設設計に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：フィジー国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 施工計画／調達計画／積算】

- a) 類似業務経験の分野：洪水対策に係る施工計画／調達計画／積算に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィジー国及びその他全途上国
- c) 語学能力：：無し

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(60)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(30)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／洪水対策／運営維持管理</u>	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
②副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／</u>	( )	(12)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③業務管理体制、プレゼンテーション	-	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	
イ) 業務管理体制	-	6
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>施設設計（外水対策）</u></b>	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>施工計画／調達計画／積算</u></b>	(15)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	3	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

フィジー共和国(以下、「フィジー」という。)は、330の島々から構成される島嶼国であり、約90万の人口を擁する。ナンディ町は首都のあるビチレブ島西側に位置し、フィジー最大のナンディ国際空港を有するフィジー第三の都市である。周辺にデラナウといったリゾート地を抱え、年間65万人を超える観光客が訪れることから、フィジーの主要産業である観光業を支えている。一方で、ナンディ町を含むナンディ川流域はサイクロン等の災害に対して脆弱であるものの、抜本的な洪水対策事業は行われておらず、数年に一度の頻度で甚大な洪水被害(2012年ナンディでの最大洪水時の被害額は約49百万米ドル)が発生し、社会経済開発に大きな影響を与えてきた。

上記背景から、我が国は技術協力「河川流域管理及び洪水制御計画調査」(1996~1998年)により策定された全国の治水及び利水に係る計画を踏まえ、技術協力「ナンディ川洪水対策策定プロジェクト」(2014~2016年)においてナンディ川流域の洪水対策に係るマスタープラン(以下、「M/P」という。)の策定を支援すると共に、遊水地やナンディ町周囲堤の整備、河道拡幅等で構成される優先事業のフィージビリティ調査(以下、「優先事業F/S」という。)を行った。その際、2016年2月の大型サイクロンによる多大な経済的損害(被害額約6億米ドル)を踏まえ、フィジー政府は財政負担の点も検討した結果、優先事業のうち緊急性の高いナンディ町周囲堤の整備及び同市街部の排水施設整備からなる無償資金協力「ナンディ川洪水対策計画」(以下、「本事業」という。)を我が国に要請した。本事業はフィジーの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針に合致し、災害に対する強靱性の構築に資するものであり、自然災害に極めて脆弱なフィジーにおいて緊急性・迅速性ならびに、人道上のニーズ(人間の安全保障)の観点から、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

フィジー政府は独自予算にて本事業に係る概略設計調査を実施中であり、「ナンディ川洪水対策計画準備調査」(以下、「本業務」という。)は、上記のフィジー政府による調査結果を入手し、レビューを行ったうえで、本事業実施の必要性と妥当性を確認のうえ、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施する。

なおフィジー政府の要望を踏まえ、アジア開発銀行(以下、「ADB」という。)が、M/Pの優先事業のうち本事業対象外のスコープ(ナンディ川流域の河道拡幅や同流域上流の調整池の整備など)について、ADBによる借款を想定した優先事業F/Sの更新を実施中である(2019年内に完了見込み)。これらの事業(以下、「ADB事業」という。)はADBの対フィジー国別事業展開計画にて2020年又は2021年に位置づけられている。さらに、豪州、EUも優先事業への参画に関心を表明しており、また地域機関である南太平洋応用地球科学委員会(現在は太平洋共同体(SPC)応用地球科学技術部)の支援により、ナンディ川流域の水文観測施設の整備、早期警報システムの整備、浸水実績図、地形測量、洪水リスク評価とハザードマップの作成等も行われているなど、ナンディ川流域の洪水対策は他ドナーにおいても関心が高い事項となっている。

### 2. 事業の概要

#### (1) 上位目標

ナンディ川下流域に位置するナンディ町において洪水・浸水被害が軽減される。

#### (2) 事業目標

ナンディ川下流域に位置するナンディ町において排水施設の整備及び堤防施設の建設を

行うことにより、内水及び外水に対する浸水対策が強化される。

(3) 成果：

ナンディ町において雨水排水施設及び堤防施設が整備される。

(4) 我が国への要請内容(予定)

【施設】 周囲堤、周囲堤水門、地下貯水槽または遊水地（8,500 立方メートル）、既存排水溝の改良（約 1.2km）、バイパス排水溝（約 0.5km）、排水樋門（2 箇所）

【機材】 排水ポンプ車

(5) 対象地域（サイト）：

フィジー国ナンディ町

(6) 関係官庁・機関：

実施機関：河川環境省（Ministry of Waterways and Environment）

(7) 事業に関連する我が国の主な援助活動

1) 河川流域管理及び洪水制御計画調査（1996 年～1998 年）

2) ナンディ川洪水対策策定プロジェクト（2014 年～2016 年）

3) 防災の主流化促進プロジェクト（2019 年～2023 年）（予定）

### 3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、フィジー政府による概略設計調査を基に効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、準備調査報告書(案)の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査(1 回目)、②準備調査報告書(案)を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査(2 回目)、の2回の現地調査を予定している。第 1 回目の現地調査に先立ち、JICA から調査団員を派遣し、現地政府等と必要な協議を行う予定となっており、コンサルタントの現地調査時における JICA からの調査団参加の有無については、状況に応じて判断する予定である。また第 2 回目の現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させつつ進めることを想定している。

### (3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議する。さらに、日本側関係者に対する JICA が開催する会議に参加し、随時関係者とも内容を確認・協議する。

### (4) フィジー政府による調査結果の入手およびレビュー、並びに無償資金協力事業としての妥当な事業計画・設計・概略事業費の算定

上記「1. 事業の背景」に記載のとおり、本業務はフィジー政府が独自予算により実施している調査により得られた結果を慎重にレビューし、無償資金協力事業として妥当な事業計画、設計・事業費として確定の上、無償資金協力の検討に必要な各種書類を作成することを目的とする。なお、フィジー政府により実施された調査結果の報告書やデータなどの資料は、JICA にて取り付け、調査開始時にコンサルタントに提供予定である。

### (5) 他ドナー事業との整合性の確保、事業スケジュールの調整

前述のとおり、本事業には過去に JICA の協力にて策定された M/P の優先事業の一部であるナンディ町周囲堤の整備が含まれている。一方で、同優先事業で提案されている他の事業（ナンディ川流域の河道拡幅や同流域上流の調整池の整備など）は ADB にて整備される計画が立てられており、現在、同計画の事業計画、実施スケジュールの更新に係る調査が実施されている（2019 年度内で完了見込）。本業務において、フィジー政府、ADB や調査を実施しているコンサルタントとの情報交換を密に行い、ADB 事業と本事業の計画との整合性（全体での事業効果、災害の想定、対策の内容、環境・社会配慮（特に住民移転））を確保するとともに、適切な効果発現が確保されるようそれぞれの実施スケジュールについても綿密な調整を行う。さらに M/P にて提案されている他の洪水対策事業についても、EU 等の他ドナーが関心を寄せていることから、それらの計画の情報収集、必要に応じて調整を行ない、現地における情報収集及び情報共有に努める。

### (6) 適切な事業評価

本事業の周囲堤は M/P の優先事業の一つとして位置付けられており、上記の ADB 事業との連携により M/P の優先事業全体の事業効果が発揮されることとなる。一方で、「ナンディ川洪水対策策定プロジェクト（2014～2016 年）」では、優先事業全体の事業効果は算定しているが、周囲堤単体を整備した場合の外水対策としての具体的な事業効果は算定していない。

本調査では、無償資金協力事業の事業評価として周囲堤を単体で整備する点に留意の上で、適切な運用・効果指標を設定する。事業効果については、防災の観点の他、気候変動対策、人間の安全保障の視点からも検討する。

### (7) 環境社会配慮

本事業は JICA の環境社会配慮ガイドラインに沿って環境カテゴリー「B」と位置付けられている。一方で、環境社会影響調査はフィジー政府が独自に実施中であり、同調査を踏まえて環境影響評価（EIA）が取り纏められ、承認手続きが進められる予定である。本調査では、フィジー政府の調査に係る進捗および調査内容の確認を行うとともに、JICA のガイドライン上およびフィジー国法令等により必要とされる対応につきフィジー政府の調査のサポートを行う。

#### (8) 相手側負担事項の確認

本事業の実施機関は河川・環境省となるが無償資金協力事業の受け入れは初めてとなる。相手側負担事項の内容、プロセス、各手続きの関係機関等を明確にし、着実な実施の支援を行う。特に免税措置、用地収用及び住民移転につき、必要な手続きにつき詳細・具体的な確認を行うとともに、実施段階での進捗確認の内容を整理する。

#### (9) 事業効果の住民への周知

M/P では優先事業を全て実施しても流域全ての地域の被害を軽減することができず、設定した基準に基づき現状より悪化しない範囲で留まることとなっている地域が一部生じることとなっている。特に当該地域の住民に対して、洪水対策事業を実施しても洪水被害が軽減されるとは限らない旨のリスク周知をフィジー政府から説明を行うよう、フィジー政府の対応を働きかけ、またその実施を確認すること。その他に、土地利用規制等の対策を働きかけ、また目印の設置等により浸水が想定される地域を確実に周知するための方策を本体事業またはソフトコンポーネントにより実施できるよう検討する。

#### (10) ソフトコンポーネントの検討

本事業完工後の運営・維持管理や非構造物対策（リスク周知、合意形成や土地利用規制等が考えられる）に係る支援（ソフトコンポーネント）の必要性を検討し、必要性が認められた場合はソフトコンポーネント計画を作成する。その際に、2019年度から実施予定のJICA技術協力「防災の主流化促進プロジェクト」がナンディ町をパイロットサイトとした活動を予定しているため、同プロジェクト内容との整合性を確認の上、ソフトコンポーネント計画を検討する。なお、本業務の適切な段階でJICAにて技術協力関係者との意見交換の機会を設定する。

#### (11) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、フィジー国での最近の既往調査報告書等やJICA事務所からフィジー国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したフィジーの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりフィジー国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてフィジー国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、先方政府から入手（あるいは先方政府に確認）が必要な情報についてJICA事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA事務所に報告を行う。

#### (12) コスト縮減の検討

施工方法、本邦技術の活用等の工夫により工期短縮、効率性の向上、工費圧縮、調達先（スペアパーツの入手先も含む）、ライフサイクルコストの勘案等を検討する。

## 5. 業務の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。なお前述のとおり、フィジー政府による概略設計調査が実地中であり、現地調査で情報収集必要な多くの項目は本調査結果をレビューすることで情報収集可能と想定している。

### (1) インセプション・レポートの作成

要請内容及びフィジー政府による概略設計調査の結果を含む関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

(JICAが調査団員を派遣する場合はJICAと協力し) インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) フィジー国家開発計画及び洪水対策関連開発計画における本事業の位置づけ、本事業の意義を再度確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容および彼らの保有する洪水対策事業の教訓等を確認する

### (4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関である河川環境省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を確認し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。また、排水施設の維持管理を行うと想定されるナンディ町についても同様に維持管理に必要な人的体制、技術力、財務力を備えているか確認する。また資金協力の受け入れ窓口となる経済省についても、資金協力事業に係る手続き(免税等)について確認する。

### (5) 相手国負担事項の確認

相手国側負担事項(用地確保(住民移転を含む)、便宜供与、各種建設許可の取得、地下埋設物の移設、住民移転計画含む環境社会配慮に係る手続き等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にする。これらの結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新される。

### (6) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また

国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI 等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

## （7）環境社会配慮

### 1）環境社会配慮に係る調査

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)（以下、JICA 環境ガイドライン）」に掲げる河川・砂防セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため JICA 環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。

また本調査に先立ち、フィジー政府は独自に本事業に係る環境社会配慮事項に係る調査を実施中となっている。本調査ではフィジーにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行うとともに、上記フィジー政府の調査を必要に応じてサポートしつつ、以下の項目に係る調査結果を整理する。

### 2）環境アセスメント報告書案の作成

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響横目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、報告書作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づく事とする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) ベースとなる環境社会の状況(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む)の確認

(イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

① 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等

② JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法

③ 関係機関の役割

(ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

(エ) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)

(オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

(カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成

(ク) 予算、財源、実施体制の明確化

(ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

### 3) 簡易住民移転計画案の作成

JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成支援を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(ア)～(シ)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017 年 4 月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

上記策定過程、または本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、それらの過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- (ア) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- (イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- (エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- (ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (コ) 費用と財源
- (サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (シ) 社会的弱者(女性、障がい者等)や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

### 4) フィジー側手続きのフォロー

本事業実施に当たりフィジー側で必要となる環境社会配慮の手続きの内容について確認し、環境許認可取得のスケジュールを検討、必要な書類の作成及び手続きを支援するとともに、進捗をフォローする。

## (8) 事業実施における必要な許認可の確認

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本事業実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認する。

#### (9) サイト状況調査

前述のとおり、概略設計に必要な自然条件（気象、地形、地質、水文等）調査、地形測量、地質測量等はフィジー政府が独自に調査を実施中となっており、必要なデータ等はフィジー政府から提供される見込みである。本調査では、同データ等の情報をレビューし、現地調査において現況確認作業を行う。

#### (10) 他ドナーの実施する洪水対策関連事業の動向の確認

「4. 実施方針及び留意事項」に記載のとおり、M/P で提案された事業のうち、本事業以外の対策は ADB にて整備される計画であり、現在、同計画の事業計画、実施スケジュールの更新に係る調査が実施されている。本調査では、ADB や調査を実施しているコンサルタントとの情報交換を密に行い ADB 事業と本事業の計画との整合性（M/P に沿った事業計画）を確保するとともに、それぞれの実実施スケジュールについても綿密な調整を行う。さらに M/P にて提案されている他の洪水対策事業についても、EU 等の他ドナーが関心を寄せており、それらの計画の情報収集、必要に応じて調整を行う。

#### (11) 調達事情調査

- 1) 設置機材及び施設建設のための資機材や建設機械の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格、搬入ルート及び手段等についてフィジー政府の調査結果をもとに、現地調査にて現地の調達事情を確認する。
- 2) スペアパーツや消耗品類の入手方法についても確認し、容易に入手可能な資材を使用するなど、現地で維持管理が容易な調達方法を調査し、調達計画に反映する。

#### (12) 施設/機材計画、施工/調達計画に関する現地調査

- 1) 施設/機材計画、施工/調達計画についてフィジー政府が調査した結果をレビューする。
- 2) フィジー国内における基準等、施設建設や機材設置にあたって参考となる基準・情報の収集を行い、計画に反映させる。
- 3) 雨季及びサイクロンを考慮した施工計画とする。
- 4) 現地の労務状況、労務関連法規等の労働関連基準や状況を確認し、施工計画に反映させる。
- 5) 現地の施工基準等、施設建設関連の基準、状況を確認し、施工計画に反映させる。
- 6) 近隣住民や交通への影響など、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）を踏まえ、施工計画に反映させる。
- 7) フィジーにおける施工業者の施工能力、技術力について調査し、施工計画に反映させる。

#### (13) 事業内容のレビューおよび計画策定

フィジー政府による調査結果のレビュー、現地での現況調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認する。

- 1) 計画・設計の方針  
自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。
- 2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）  
上記を踏まえ、本事業として計画される事業内容の基本計画を検討する。
- 3) 概略設計図の策定
- 4) 施工計画
  - (ア) 施工方針
  - (イ) 施工上の留意事項
  - (ウ) 施工区分（先方負担工事との区分）
  - (エ) 施工監理計画
  - (オ) 品質管理計画
  - (カ) 資機材等調達計画
  - (キ) 実施工程
- 5) 機材調達計画
  - (ア) 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
  - (イ) 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
  - (ウ) 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
  - (エ) 配置場所
  - (オ) 機材の輸送経路、通関手続き、保険

#### (13) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について検討し、必要と判断された場合、その内容をソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照し、検討する。また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される機材をより効果的・効率的に活用するための支援内容を検討する。ソフトコンポーネント計画の内容はDOD時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

#### (14) 運営・維持管理計画の策定及び運営・維持管理費の積算

本事業で整備される施設及び機材を適切に運用するために必要な実施機関の体制を検討する。また、施設及び機材の運営並びに維持管理の計画を策定し、設置当初及び運用開始後に経常的に必要となる費用を積算する。また、機器の定期点検、修理等の維持管理に関する機材製作会社との間の契約について実施機関に提案するための資料を作成する。

#### (15) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。機材については入札に対応できる精度を確保する。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照する。

##### 2) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、整理する。

- (ア) 実施時期
- (イ) 事業費（総事業費及び内訳）
- (ウ) 概略の仕様
- (エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- (オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- (カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

### 3) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

- (ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- (イ) 工事量変動にかかるリスク
- (ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- (エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- (オ) 治安状況にかかるリスク

### (16) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。また「4. 実施方針及び留意事項」に記載のとおり、外水対策については、周囲堤単体を整備した場合の定量的効果について、十分に考慮の上で設定すること。

なお事業の効果の検討にあたっては、気候変動対策(適用策)への貢献についても併せて検討する。

### (17) 外務省提出用資料の作成支援

上記をとりまとめ、2020年1月上旬の最終化を目途に案件計画調書②の作成に協力する。

### (18) 協力対象事業実施・詳細設計実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。また概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

### (19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

### (20) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

### (21) 事業概要の本邦企業への説明

JICA は DOD 調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI 等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根

拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

#### (22) 準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をフィジー政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、事業実施における維持管理体制の整備など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

#### (23) 準備調査報告書等の作成

フィジー政府関係者等への準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

### 6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(11)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| (1) 業務計画書                   | : 和文 3 部  |
| (2) インセプション・レポート            | : 和文 3 部<br>: 英文 15 部   |
| (3) 現地調査結果概要                | : 和文 3 部  |
| (4) 準備調査報告書(案)              | : 和文 5 部<br>: 英文 15 部   |
| (5) 機材仕様書(案)                | : 和文 5 部<br>: 英文 15 部   |
| (6) 概略事業費(無償)積算内訳書          | : 和文 2 部  |
| (7) 概要資料<br>(※完成予想図を含む。)    | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚   |
| (8) 準備調査報告書<br>(※完成予想図を含む。) | : 和文(製本版) 5 部及び CD-R 1 枚<br>: 英文(製本版) 20 部及び CD-R 1 枚<br>: 和文(簡易製本版) 5 部及び CD-R 1 枚 |
| (9) 機材仕様書                   | : 和文 2 部<br>: 英文 15 部   |

(10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

(11) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 : 英文 CD-R 1 枚

(12) 免税情報シート

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) 概略事業費 (無償) 積算内訳書については「協力準備調査の設計・積算マニュアル補完編 (土木分野) (2017年7月)」及び同「機材編」(2017年7月)を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2015年4月)」に準拠することとする。

注3) (8) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語文 (英文) 報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2019年11月上旬より国内事前準備を開始し、2019年11月下旬に現地調査を行う。帰国後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2020年2月下旬までには準備調査報告書（案）説明、2020年3月下旬までに概要資料を、2020年5月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	時期	2019年	12月	2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
		11月								
(概略設計調査)										
事前準備		□								
現地調査(OD)		■								
国内解析			□							
概略設計ドラフト説明(DOD)						■				
国内整理							□			
概略設計 概要資料提出								△		
最終報告書提出									▲	

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 7.38M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

1) 分野構成：

- ア. 業務主任/洪水対策/運営維持管理（2号）（評価対象者）
- イ. 施設設計（外水対策）（3号）（評価対象者）
- ウ. 施設設計（内水対策）/機材計画
- エ. 水文/水理解析
- オ. 施工計画/調達計画/積算（3号）（評価対象者）
- カ. 環境社会配慮

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

2) 現地調査（第1回）：ア、イ、ウ、オ、カ

3) 現地調査（第2回）：アおよびオ

### 3. 参考資料

#### (1) 配布資料

- 1) 河川流域管理及び洪水制御計画調査 (1996年～1998年)
- 2) ナンディ川洪水対策策定プロジェクト (2014年～2016年)

以下のウェブサイトから入手可能

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/617/617\\_202.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/617/617_202.html)

- 3) フィジー政府が実施中の関連調査進捗報告書

-インセプションレポート

-インテリムレポート

JICA地球環境部防災第一チーム 小野済 ([Ono.Wataru@jica.go.jp](mailto:Ono.Wataru@jica.go.jp)) までメールにて資料請求のこと。

### 4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

#### (1) 第一回現地調査

(本調査前に JICA ミッションを派遣予定であり、その結果および状況に応じて JICA 調査団派遣を検討する)

- 1) 団員構成：ア. 総括 (JICA)
  - イ. 洪水対策 (JICA)
  - ウ. 計画管理 (JICA)

- 2) 調査行程：約 8 日間

- 3) 目的：相手国関係機関との本事業内容の協議を行い、確認事項についてミニッツを取りまとめる。

#### (2) 準備調査報告書案説明

- 1) 団員構成：ア. 総括 (JICA)
  - イ. 洪水対策 (JICA)
  - ウ. 計画管理 (JICA)

- 2) 調査行程：約 5 日間

- 3) 目的：準備調査報告書 (案) について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

### 5. 現地再委託

本調査では現地再委託は想定しない。

### 6. その他の留意事項

#### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」(2018年11月)の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

#### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (4) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAフィジー事務所、在フィジー日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### (6) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課することを想定している。

以上